

施設認定規約

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本感染対策協会（以下「当協会」という）が感染対策の発展・改善・充実・安心等に資すると認められる施設又は、事業所、店舗、車両（以下「施設」とする）に施設認定マークを付すことにより、感染対策に関する情報等を広く社会に提供し、消費者及び事業者を含めた感染対策全体の発展を支援することを目的とし、施設認定に対する規約として定めたものである。

(審査項目)

第2条 施設認定に関する審査は以下の基準をもとに行う。

- (1) 対象となる施設の「感染源」に対する感染対策について、当協会の認定基準を満たしている。
- (2) 対象となる施設の「飛沫感染」に対する感染対策について、当協会の認定基準を満たしている。
- (3) 対象となる施設の「接触感染」に対する感染対策について、当協会の認定基準を満たしている。

(審査及び認定の適用範囲)

第3条 施設の審査及び認定は、1施設毎に行う。ただし、当協会が対象となる施設と同等の環境であると認めた施設は、同時に審査及び認定を行う場合がある。

(認定施設と事業者の権利)

第4条 認定施設には施設認定マークの表示を施設及び広告活動に使用する事ができる。

(認定施設事業者の会員種別)

第5条 当協会より施設認定を受けた事業者は、当協会の会員規約の正会員1とする。

(認定の取消し)

第6条 当協会が認定した施設について、以下の事項に該当する場合には、認定を取り消す事ができる。

- (1) 対象施設の感染対策に関する実施内容や改善内容等の報告に、虚偽がなされていることが認められた場合。
- (2) 対象施設に誇大広告がなされていることが認められた場合。
- (3) 対象施設に係るトラブル等により、協会の名誉を棄損し、またその恐れがある場合。

- (4) 対象施設の事業者が協会を退会した場合。
 - (5) 認定要件として認められた内容が、継続されていないことが認められた場合。
 - (6) 認定要件として認められた内容を変更し、速やかに協会に報告しなかった場合。
- 2 対象施設の事業者は、認定が取り消された場合には6ヶ月以内に、認定の事実が表記された物品の回収に努めなければならない。
- 3 認定を取り消された事業者が認定の取り消しにより損害を被った場合であっても、当協会は事業者の損害について、一切の責任を負わない。

(施設認定マークの取扱い)

第7条 施設認定マークは、協会の審査の結果、認定を受けた施設に付与され、それ以外の施設に使用することはできない。

2 当協会は、対象施設の事業者に施設認定マークのデータ、ステッカー、認定証及び当協会ロゴのデータを提供する。

3 本条2項にて提供されたものに対し、以下の行為が認められた場合には、認定を取消するほか、必要な法的措置をとることができる。

- (1) 第三者に譲渡または貸与する。
- (2) 消費者が誤解を招くような表示をする。
- (3) 編集して使用する。
- (4) 施設の安全性や効果等を保証する目的で使用する。

(費用)

第8条 施設認定の申込料は1施設あたり5万円(税抜)とする。

2 申込料は申込時に支払うものとし、当協会が発行する請求書により、期限内に一括で振り込むものとする。

3 既に納めた申込料については、その理由の如何を問わず、当協会はこれを返還しない。

4 7月以降のお申込み分は、施設認定の申込料を1施設あたり2.5万円(税抜)とする。

(認定の有効期限と更新)

第9条 当協会の会計年度は毎年1月1日から同年12月31日とし、施設認定の更新は年度ごとに行う。

2 施設認定の更新手数料は1施設あたり3万円(税抜)とする。

3 施設認定の取り下げが10月末までにない限りは自動更新されるものとし、同年の12月末までに次年度の更新手数料を支払う。

(取下げ)

第10条 施設認定マークについて取下げを希望する場合には、書面、電子メール等によ

り取り下げ手続を行う。

(変更の届出)

第11条 当協会に届けている事項について変更が生じた場合には、遅滞なく書面、電子メール等により変更手続を行う。

2 当協会は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(秘密情報及び個人情報保持)

第12条 本規約について知りえた情報及び個人情報について厳に秘密を保持し、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとし、第三者に対し一切開示または漏洩、複製してはならず、使用または流用してはならない。

(本規約の追加・変更)

第13条 当協会は、必要に応じて本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附則

本規約は、2022年5月2日より施行する。